

処分説明書 分限処分の理由

◆平成 28 年 1 月～1 2 月

○平成 28 年 4 月 21 日午後 4 時 30 分頃、上記の者（当該原告養護教諭）は、健康診断について養護教諭 3 名で打合せをしたいと他の養護教諭から提案を受けたが、翌日遠足の引率があるため早く帰宅したい、体調不良である、と主張し何度も断った。その後、保健室に向かったが、保健室の入り口で他の養護教諭から普段から打合せをしないことについて指摘されたことで口論となった。上記の者は同校副校長から保健主任として健康診断に主体的に対応し、全体計画を提示し、進行方法や養護教諭間の役割等を明確にするよう指導を受け、承諾したものの、指導を無視し打合せを行わないまま、午後 4 時 45 分になると退勤した。

○同月 22 日午後 4 時 20 分頃、上記の者は、遠足の引率から戻り、職員室の自席で何もせず座っていたため、同副校長に複数配置の養護教諭として他の養護教諭に挨拶し、上記の者が不在時の児童の情報共有や翌日の業務の確認をするよう指導を受けた。その後、上記の者は保健室に向かったが、他の養護教諭に声を掛けずに保健室をのぞくのみで職員室に戻ったため、再度同副校長に、他の 2 名の養護教諭と直接言葉を交わし、連携を図るよう指導を受けた。その後、上記の者は保健室に向かったものの、保健室の入り口で頭を下げるのみで職員室に戻り、午後 4 時 45 分過ぎに退勤した。

○同年 5 月 6 日午前 8 時 10 分頃、上記の者は、同副校長に電話でノロウィルスと生理痛を理由とする休職を申請し、同月 10 日に休暇・職免等処理簿を提出したが、同月 2 日の休暇と誤って記載し、同年 4 月 30 日の日付で生理休暇を申請したこととしていた。上記の者は同副校長から電話での申告通りに記載することや生理休暇については事前に伝えなくてはならないことの指導を受け、休暇・職免等処理簿の日付を 6 日に修正したが、生理休暇のつもりで電話をしたという理由で休暇の種類は修正しなかったため、再度同副校長に指導され、その後同年 6 月 3 日になりようやく生理休暇を年次有給休暇に修正した。

○同月 11 日、上記の者は予算委員会に必要な資料を提出するよう事務室から催促されていたにもかかわらず、当日朝になっても未提出であったため、同校保健室で他の養護教諭から未提出について指摘された際、体調不良の児童がいるにもかかわらず、大声で言い争いをした。上記の者は、同副校長から予算委員会に必要な資料を作成しなかった件について、担当する業務については責任を持って取り組むよう指導を受けた。

○同年 6 月 3 日午後 0 時 40 分頃、同校第 2 学年担任は、担任する児童の具合が悪いため、児童を保健室に行かせたが、その後何も連絡がなく、教室にも戻ってこないため、保健室に行ったところ、上記の者が具合の悪い児童の対応をせず同児童を椅子に座らせたまま、給食を食べていた。上記の者は同副校長から具合の悪い児童が保健室に来室しているにもかかわらず、児童に適切な対応をせずに放置して自分の給食を食べていた件について、何よりも児童の健康、保健を優先するよう指導を受けたが、その後も改善しなかった。

○同月 16 日、上記の者は、東京都教育委員会管理主事による授業観察の歯科検診において、隣にいる記録者が歯科医の声を聞き漏らせない状況であるにもかかわらず、検診中に次の順番の児童に「名前を教えてください」と大きな声で児童の顔を見ずに話し掛けていたり、自分の順番を待っている時に私語をしていたり列に並べていない児童に注意をしなかったりと、歯科医と調整したり、児童等の状況を把握したり することができなかった。同日、上記の者は、同副校長から児童や保護者、他の教職員と会話等をする場合は、眼を伏せたり閉じたりせずに顔を見て対応するよう指導を受けた。

○同月 24 日午後 1 時 50 分頃、上記の者は、体育の授業が 2 クラスで行われていたにもかかわらず保健室を不在にしたため、同校校長から児童の下校前や体育の授業が行われている時には、いつでも対応できるよう保健室を不在にしてはいけないと指導を受けた。

○同年 7 月 5 日午後 5 時頃、上記の者は、歯を怪我した児童を歯科医で受診させ、保護者に迎えを依頼したが、管理職へ報告を怠った。その後、同月 6 日午前 10 時頃に校長が怪我の事実を知ったため、上記の者は校長から怪我への対応は丁寧にすること、とりわけ首より上の怪我は慎重に対応し、必ず管理職に連絡するよう指導を受けた。

○同年 9 月 1 日、上記の者は、東京都教育委員会管理主事による保健委員会における授業観察において、活動内容を児童に説明する際に、児童を見ずに手元や黒板を見ながら話をし、説明の最中に児童が私語をしていても、注意をすることなく話し続けていた。また、児童が昼の放送の原稿を作成している間、他の 2 名の教員は児童にアドバイスをしたり質問を受けたりしていたが、上記の者は、児童を見たり、助言をしたりすることなく、黒板の前でうつむいたままの状態であり、時に時計や黒板に視線を向けていた。また上記の者は、3 名の教員で委員会を担当していたが、他の教員と相談したり、連携したりしながら指導を行わず、コミュニケーションを取ることができていなかった。

○同年 10 月 11 日午前 8 時 20 分頃、上記の者は管理職の許可を受けずに近隣地区の保健部会を同校を会場として開催しようとしたため、校長から部会等で学校を会場とする際は管理職の許可が必要であると指導を受けた。

○同年 11 月 24 日午後 0 時 40 分頃、上記の者は、発熱により早退する児童を迎えに来校した保護者が廊下で待っており、児童も保健室内でコートを着てランドセルを背負って立って待っているにもかかわらず、給食後の歯磨きをしており同児童及び同保護者の対応をしなかった。上記の者は、同副校長から、迎えに来た保護者を待たせずに対応するよう指導され、「はい」と返事はしたがそのまま歯磨きを続けたため、同副校長が早退の対応を行った。

○同月 25 日午前 10 時頃、上記の者は、同副校長に提出した「学校における食物アレルギー対応に関する取り組み状況調査」の回答の内容を確認された際、学校の実情やアンケートの意味を正しく

理解していなかった。上記の者は、同副校長から同アンケートの説明を受け、やり直すよう指導を受けたが、同調査の意味を理解できず、3度目の説明を受けてようやく同調査の回答を終えた。

○同年 12 月 1 日午後 2 時 30 分頃、上記の者は、東京都教育委員会の管理主事 2 名、練馬区教育委員会の人事担当者 2 名、校長、同副校長同席の話合いにおいて、養護教諭の仕事は何かと質問された際、汚物処理の大変さについて力説し、的確な回答をしなかった。また、上記の者は話合いの場において、上記の者のスキルアップのために平成 29 年度から 1 年間の研修受講を勧められた際、こういう研修の話には、絶対に乗ってはいけないと組合から言われている、研修を受けることでやめさせられるということになるとも聞いている、私を守ってくれるところを頼りにしているので、相談に行っている、と発言し、研修の受講を拒否した。

○同月 15 日午後 1 時頃、上記の者は、同校校長室において、校長から、指導力不足教員として申請することの告知並びに同申請の理由及び研修についての説明を受けた。上記の者は、校長から、上記の者の意見について、同申請に係る様式に記入するよう指示を受けた際、研修を受ける気持ちはない、用紙に指導力不足教員とあるがこれは失礼ではないか、これ以上この話を私にすると校長たちが指導されると発言し、同様式への記入を拒否した。

○同月 16 日午後 3 時 30 分頃、上記の者は、同区教育委員会教職員係長が研修受講の件で来校した際、同副校長から同教職員係長と校長が同席する同校校長室へ呼ばれたが、同校長室において、研修は結構です、と発言し、退出した。

○同月 19 日午後 4 時頃、研修受講の件で同区教育委員会教職員係長が研修受講の件で来校した際、上記の者は、校長から校長室に来るよう伝えられが、沈黙したままであったため、校長に「区教育委員会には『研修は受けません。』と報告しますが、それでいいですね。」と確認をされた際、頷いた。上記の者は、同月 19 日付けで校長から同区教育委員会教育長宛て、同月 26 日付けで同区教育委員会教育長から東京都教育委員会教育長宛てに指導力不足等教員として申請された。

○同月 20 日午後 3 時 10 分頃、上記の者が保健室を不在にし、職員室でお茶を飲んでいたら、同校の他の教諭から、保健室に体調不良の児童がいるがどう対応していいかわからない、との連絡があった。その後、上記の者は保健室に向かったが、同副校長から、児童が学校にいる間は保健室から離れないようにと指導を受けた。

◆平成 29 年 1 月～1 2 月

○平成 29 年 1 月 11 日午後 2 時頃、上記の者は 5 校時が終了していないにもかかわらず、職員室でお茶を飲みお菓子を食べていたため、同副校長からまだ児童がいる時間帯であるため保健室に戻るよう指導を受けた。上記の者は保健室に向かうため席を立ったが、すぐに職員室に戻ってきた。

○同月 13 日午後 3 時頃、上記の者は 6 校時が終了していないにもかかわらず、職員室でお茶を飲

みお 菓子を食べながらスマートフォンをいじっていたため、同副校長からまだ児童がいる時間帯であるため、保健室に戻るよう指導を受けた。上記の者は保健室に向かうため席を立ったが、すぐに職員室に戻ってきた。

○同年 2 月 17 日午前 11 時 30 分頃、同区教育委員会から指導力不足教員申請に伴う意見聴取のための出張依頼が届いたため、同副校長が上記の者に渡そうとしたが、「行きません。」「悪い管理職の言うことは聞きません。」と言い、これを拒否した。また、同日、校長が上記の者に同様の件で話すために保健室 に行き説明しようとしたが、「私は校長先生には用はありません。仕事を続けます。」「悪い管理職に話はありません。」と言い、これを拒否した。

○同月 20 日午後 2 時 5 分頃、上記の者は、同副校長から次の日の意見聴取への出張について確認を受けた際、「行きません。」と言い拒否した。

○同月 21 日午前 8 時 30 分頃、上記の者は、同副校長から校長室に行くよう指示された際、「行きません。仕事がありますから。」と言い拒否した。

○同日午前 9 時 10 分頃、上記の者は、校長から本日の意見聴取の出張について確認を受けた際、「行きません。結構です。」と言い、拒否した。

○同年 3 月 16 日午前 10 時 50 分頃、上記の者は、同副校長から同月 31 日午後 4 時に、平成 29 年度の勤務についての発令があるため、校長と共に教育委員会に行くよう指示を受けたが、「行きません。」「自分で校長先生に言いに行きます。」と言い拒否し、校長にも連絡しなかった。

○同月 23 日午後 3 時 15 分頃、上記の者は校長から翌年度の勤務体制について、同校に週 1 日、東京都教職員研修センターに週 4 日勤務になることを伝達された際、「それは、指導力不足の研修ってことですか。それに対応することはできません。研修は本人の意思が尊重されます。勝手にはできません。」「何もかも、校長のしていることに『はい』という必要はない。研修に行けというのは不自然。」等と言い、拒否した。

○同月 24 日午後 3 時頃、上記の者は、同校保健室において、同副校長から、同月 31 日に同区役所に行き、指導力不足教員指導改善研修の発令を受け取りに行くように言われたが、これを拒否した。

○同月 31 日午後 4 時 15 分頃、上記の者は、同校校長室に来校した同区教育委員会教育指導課教職員係長が、平成 29 年 4 月 1 日から、平成 29 年度長期研修生として東京都教職員研修センターにおいて平成 30 年 3 月 31 日まで研修することを決定する発令を読み上げる際、同校長室に入らず、同発令を聞か なかった。

○同日、午後 4 時 20 分頃、同教諭は同校職員室において、校長から、同研修に参加することについて

て、発令通知を机上に配布されたことによって伝えられた。

○同年 5 月 29 日、上記の者は所属校研修において全校朝会に参加したものの、日焼け防止用のつばの広い帽子を深くかぶり、マスク、長袖、手袋を着用し、後方に立つのみで児童に挨拶をしたり声を掛けたりすることが一切なかったため、同副校長から児童への挨拶や声掛けをするよう指導を受けたが、上記の者はその後も全校朝会や集会時等、自ら児童へ声を掛けることは一切なかった。

○同年 6 月 5 日午後 1 時 10 分頃から同校保健室において第 3 学年児童の内科検診による授業力分析授業が実施された。上記の者は、内科検診のための児童への事前指導が全くなかったこと、児童を名前で呼ぶことがなかったこと、校庭側のカーテンが開いたままの状態でありプライバシーへの配慮が欠けていたこと、女子児童に袖を抜いて上着を被らせ座って待たせ、立ち上がって移動させる等児童の安全への配慮が不十分であったこと、動線の表示等が全くなかったこと、パーテーションを児童が何度か倒しそうになっていたが児童に注意を促すことがなかったこと、鼻血が出て鼻栓をしている児童に声を掛けることもなかったこと、児童が待つ方に背中を向けたままであったこと、などの課題について観察者から指摘を受けた。

○同月 15 日午前 9 時 40 分頃から、同校保健室において第 4 学年 1 組児童の歯科検診による前期観察授業が実施された。上記の者は、歯科検診前の保健指導で、歯磨きをすることの指導を忘れたこと、会場図を保健室内に掲示するようにしたもの、児童が見ている向きと違った向きでの図であったこと、検診後の出口の記載がなかったこと、保健指導で使用する教材を床に置きその後その教材を保健室内のベッドに置き衛生上の課題があること、挙手をしている児童がいるにもかかわらず、自由に発言した児童を褒め、発言のルールを壊していたこと、児童から話が長いという声が上がったこと、児童に自ら名前を言わせることを指導しなかったため、受診した児童と記録が一致しなくなってしまうこと、現任校 4 年目である児童の名前を覚えていないため、発言する同じ児童の名前を何度も聞いていたこと、サンダルのバックベルトの部分を踏んでいたため安全上問題があること、検診を待つ児童が私語をしていても一切注意しなかったことなどの課題について、観察者から指摘を受けた。

○同月 27 日第 3 校時、上記の者は、水泳の授業を見学するために保健室に来室した児童に対して、顔を見ようともせず、一切声を掛けなかった。上記の者は、消毒液はなるべく使用しないことを養護教諭間で確認していたにもかかわらず、浅い傷に使用したり、打撲に対して問診や観察もよくせずに湿布を貼ろうとしたりしたため、同研修センター教授から指導を受けた。また、上記の者は、校長から水泳見学者への丁寧な関わり方や養護教諭間で確認した処置のやり方を履行することについて指導を受けた。

○同年 7 月 11 日、上記の者は、所属校研修において、同研修センター教授が保健室に在室時のみ児童に声掛けをし、不在時には、自ら児童に声掛けをすることがないことについて、校長及び同副校長から表と裏のあるような態度は取らずにどんな状況でも児童に愛情を持って接するよう指導を受

けたが、その後も改善が見られなかった。

○同年 9 月 4 日、上記の者は、所属校研修において、保健委員会の担当者として話合いの場にいたが、担当者としての職務を全く遂行せず後ろの席に座ったまま何もしなかったため、校長から他の担当者と同様に児童に関わり、積極的に話し掛け指導を行うようにとの指導を受けた。

○同月 4 日から同月 7 日までの間、上記の者は勤務時間中に、上記の者が依頼している弁護士に、人事委員会への審査請求に関する相談をしている旨を研修報告書に記載した。その後、同月 13 日午前 11 時 30 分頃、同副校長から所属校での研修中には私用で弁護士に連絡を取らないよう指導を受けた際、上記の者は研修中に弁護士に連絡を取っていたのは嘘であると言い、研修報告書において虚偽の報告を行ったことを認めた。同副校長は、研修日誌には真実を記載しなくてはならないことを指導し、書き直すよう指示した。

○同月 12 日午前 9 時 40 分から同校保健室において第 5 学年児童の身体計測による前期成果分析授業が実施された。上記の者は、身体計測の前に実施する保健指導において、学習指導要領の保健に当たる内容ではなかったこと、児童の実態を把握せずに指導案を計画していないため、児童にとって新たな学びが立なかったこと、1 列 7 人で並ぶよう児童に指示したが 7 人が並べるスペースがないため児童は 6 人ずつ座っていたこと、連続の所属校研修が 2 週間目に入っていたが児童が運動会の練習を行っていることに気付いていなかったこと、児童の目を見て話をしていなかったこと、児童の発言に対して無表情であったこと、配慮が必要な児童が身体計測時において靴下を脱ぎ、身長、体重を測ろうとした際、脱いだ靴下を並んで待っている児童に対して投げたことについて適切な指導をしなかったこと、児童の名前をまだ覚えていないこと、などの課題について観察者から指摘を受けた。また、同日、上記の者は、同研修センター教授から、これまでの実地研修において基本的な応急処置ができていなかったことや児童が怪我をした際の状況の聞き取りを行っておらず、傷には消毒、痛みには湿布の処置をするだけでその後様子を見ることや予防について声を掛ける場面がなかったことについて指摘された際、顔色を変え、メモを取ることをやめた。さらに、上記の者は、校長から、保健指導と計測をした第 5 学年 2 組の児童数を確認され、37 人であるのに 32 人と答えたことを指摘された際、校長の指導中にもかかわらず「重箱の隅をつつくようでしたらロボットのような人間はいないですよ。人間なので、不得意なところもあるし頑張っているところもあるはずです。」等と激しく反論した。

○同月 25 日、上記の者は同副校長から同月 22 日に発生したアタマジラミのことについて、その後の様子を尋ねられた際、「聞いてません。」と答えたため、同副校長より保健関係の情報には敏感であるべきであるとの指導を受けた。

○同月 26 日、上記の者は同副校長からアタマジラミのことについて再び尋ねられたが、「聞いてません。」と答えたため、校長から発生した第 2 学年主任に詳しく情報を聞いて、当該学年、当該学級に確認するよう指導を受けたが、その日のうちに回答はなかった。

○同 27 日、改めてアタマジラミについて尋ねると昼頃になり学級ごとの罹患者数の回答があった。

○同年 10 月 5 日、上記の者は保健室で嘔吐した児童に対して、袋を口に当てているにもかかわらず、消毒スプレーを撒き始めたため、児童の口に消毒液が入る恐れがあるとして他の養護教諭から止められた。上記の者は同副校長からくれぐれも注意をするよう指導を受け、状況に応じて安全に適切な対応を行うよう校長から指導を受けた。

○同年 11 月 13 日午後 1 時 25 分から同校第 3 学年 2 組教室にて体育科における保健領域「毎日の生活と健康」による後期観察授業が実施された際、上記の者は、「食事、運動、休養や睡眠」の順番を、「食事、睡眠、運動」と扱っており、それぞれの意味を考えて指導ができていないことや、授業に深まりがなく「食事、睡眠、運動」の大切さが児童に理解されていなかったこと、健康とはどういうことかについて触れていなかったこと等、の課題について観察者から指摘を受けた。

○同年 12 月 11 日、上記の者は保健室に来室した児童に対して、自分も養護教諭であるにもかかわらず、「保健の先生に診てもらって。」と児童に素っ気ない態度を取ったため、同副校長から養護教諭として児童に親身に関わるよう指導を受けた。

○同月 21 日午後 0 時 45 分頃、上記の者は実地研修において、第 3 学年 3 組で児童と給食を食べていた際、児童と話すこともなく、黙々と給食を食べていたため、同研修センター教授から児童に話し掛けるよう指導されたが、「お腹が減りすぎていて精一杯です。」と答え、その後も児童と会話することはなかった。

○同日午後 1 時 30 分頃、上記の者は転んだと訴える第 1 学年女子児童が来室した際、同児童に外の水で洗うように指示を出したため同児童は外の水場のふちに両手でつかまりながら立っており、両手がふさがっているにもかかわらず、「自分で洗いなさい。」と指導した。上記の者は同児童が泣いていても声掛けをせず、目を合わせることもなかった。上記の者は同児童の足が濡れたまま座らせ、傷のところのみティッシュで拭き、手は怪我の場所とずれたところに絆創膏を貼ったため、同研修センター教授から、怪我をした場所と違うところに絆創膏を貼らないことの指導を受けた。

○同日午後 1 時 40 分頃、上記の者は、手が切れたと訴える第 2 学年女子児童が来室した際、児童の話の聞かず、目を合わせることも笑顔もなく、一方的に両足に湿布を貼り、手の怪我については処置を行わなかったため、同研修センター教授から、状況に応じ的確に対応するよう指導を受けた。

○同日午後 1 時 45 分頃、上記の者は、転んだと訴える女子児童が来室した際、同女子児童の膝の怪我をして赤くなっている部分とずれたところに湿布を貼り、児童と目も合わせることもなく笑顔もなかった。

○同日午後 2 時 15 分頃、上記の者は、乾燥で手が割れたと訴える第 2 学年男子児童が来室した際、同児童に手を何度か洗わせた後、土の付いたティッシュを渡し、傷を拭かせたため同センター教授から破傷風 になったら大変であり二度としないよう指導を受けた。

○同月 27 日、上記の者は、冬季休業日の日直であったため、外部からの電話に対応した際、学校名しか 伝えていなかったため、同副校長から氏名も名のみを指導を受けた。その直後、上記の者は、再び外部 からの電話に対応した際、学校名しか伝えていなかったため、再度同副校長から指導を受けたが、その後も電話への対応が改善しなかった。上記の者は、同月 28 日付けで校長から同区教育委員会教育長宛て、平成 30 年 1 月 11 日付けで同区 教育委員会教育長から東京都教育委員会教育長宛てに指導力不足等教員として再申請された。

◆平成 30 年 1 月～

○平成 30 年 1 月 15 日午後 1 時 45 分頃から同校第 3 学年 3 組教室にて特別活動「給食の時間は皆が楽しく食べられるように、行儀よくしましょう。」を題材とした後期成果分析授業が実施された際、上記の者は、養護教諭が行う特別活動の授業として本時のねらいがはっきりせず、何を教えたかが明確でないこと、養護教諭として健康面において児童の実態も把握せずに題材を設定し指導をしていたこと、掲示した写真において頭の部分が切れており人権面の配慮が欠けていたこと、話合いに全く参加できていない児童や手を挙げている児童に気付いていないこと、特別活動の授業であるが、児童が話合いで自分たちで決めるということがなかったこと、児童の立てた予想に対して科学的根拠がないこともそのままにし、根拠をもって説明することがなかったこと、テレビを使った際、画面が光の反射で見えないと訴える児童がい一日部品木でも、暗幕があるにもかかわらず何もせずに無視していたこと、等の課題を観察者から指摘された。

○同年 2 月 1 日、上記の者は、実地研修において、保健室へ来室した児童に対して、笑顔を見せず、視線を合わせなかった。また、上記の者は第 1 学年児童に脅かすような口調で何度も「インフルエンザかもよ。」と話し掛けるなど、児童の気持ちに寄り添った対応ではなかった。また、上記の者は同じ児童に 3 回マスクと袋を渡すなど、同じ児童であると認識することができていなかった。また、上記の者は、児童の話をしっかりとは聞かずに処置したり、患部を見ずに処置したりした。また、上記の者は、他の養護教諭と協力して仕事を進める様子は全くなく、自ら児童の対応をしようとしなかった。また、上記の者は校内安全点検において、校内の非常階段の場所を把握していない、非常階段へのドアの施錠をしないことについて指摘されるなど、安全管理に関する意識がなく、点検も全くできていなかった。

○同月 23 日、都庁第一本庁舎北側 37 階教育委員会室で開催された指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会において、上記の者は、同研修センター及び同校において、学習指導、児童理解、生活指導、職務・サービスに関する指導を行ってきたが、改善が認められず、特に、児童の状況を聞き取った上で適切な処置をすることができないこと、保健に関する指導が適切にできないこと、児童の名前を覚えられない、学校での児童の様子を把握していないなど、児童・生徒理解に欠けるこ

と、繰り返し指導を受けても保健室を不在にすることが多い、事実でないことを研修報告に記載するなど、職務・サービスに関する指導を繰り返しても改善が見られないことを理由として、上記の者を、研修等必要な措置が講じられてもなお児童等に対する指導を適切に行うことができないとする審査結果が出された。このことは、東京都教育委員会教育長宛てに報告され、同月 28 日、東京都教育委員会は、上記の者を、研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童等に対する指導を適切に行うことができないという認定を行うことを決定した。

○同年 3 月 6 日、午後 3 時 45 分頃、上記の者は、東京都庁第一本庁舎南側 25 階 117 会議室において、東京都教育庁人事部教職員任用担当課長から校長及び同区教育委員会教育指導課教職員係長立会いの下、同認定の通知書を受け取るとともに、今後の身分上の措置について説明を受けた。併せて、東京都人事委員会による事務職の採用選考受験に係る意思の有無について、同月 13 日までに指定様式にて届け出ることについて説明を受けた。上記の者は、同月 13 日、同選考を希望する旨の届を提出した。

○平成 30 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日まで、上記の者は、東京都教育委員会が実施する行政実務研修を同区教育委員会から命じられ、これを受講した。

○同年 5 月 6 日、上記の者は、平成 30 年度県費負担教員を対象とする採用選考を受験した。上記の者は、同年 5 月 6 日から同年 6 月 6 日までの間、同区教育委員会が実施する事務職として必要な知識等を習得するための行政実務研修を命じられ、これを受講した。

○同年 6 月 6 日、同教諭は、同選考第一次選考に不合格となり、東京都庁第一本庁舎北側 36 階会議室において、校長及び同区教育委員会教育指導課教職員係長立会いの下、東京都教育庁総務部人事担当課長から、この旨通知を受けた。

上記のことは、当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生ずる高度の蓋然性が認められるものであり、公務員として、その職に必要な適格性を欠くものである。

よって、上記の処分を行うものである。